

第5回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和元年8月27日)

午前11時00分開会

◎議事日程

- | | |
|----|----------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第3号 土地の現況証明の交付について |
| 第6 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 樋口 國先 |
| 2番 | 瓜田 晃 |
| 3番 | 荒谷 和江 |
| 4番 | 山下 博史 |
| 5番 | 長谷川 和夫 |
| 6番 | 菅野 能弘 |
| 7番 | 神野 充布 |
| 8番 | 杉田 文枝 |
| 9番 | 藤本 博 |
| 10番 | 外崎 敬雄 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 川端秀司 |
| 事務局次長 | 中村 稔 |
| 副主幹 | 村田絵美 |

◎開会宣言

外崎会長 | ただいまの出席は 10 名、全員の出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第 5 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 | <日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 6 番菅野委員、7 番神野委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので菅野委員、神野委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

外崎会長 | <日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | それでは、私の方から共済組合の関係で若干報告させていただきます。8 月 9 日作況調査ということで、和寒から音威子府まで見て歩きました。8 日の夜中から 9 日の明けにかけて、部分的に集中豪雨がありましてですね、和寒が剣淵川の氾濫ということで、新聞では 7 5 町の冠水ということで記事が載っておりますが、実際には 1 2 8 町が冠水しております。そういった中で、水稲、南瓜、馬鈴薯ですね、おそらく水稲は水の引き具合によっては、どうにかなるかなと思いますけど、南瓜、馬鈴薯については恐らく全滅でないかなとみております。全体の作物ですけれども、雨量が足りないということで大変心配されておりましたが、その後の雨が適度に降っておりまして、作物全般的には 10 割とはいかないけれども、9 割以上の作況になっておるのでないかなという見方をしております。今年はどういう訳かこっちの美深の方は雨が降っていないですけど平均こっちの方が良いような傾向があります。水稲は見た目稲穂が垂れ下がって色もついていて、豊作かなと見ておりますけども、自分は水田作ってないのでわかりませんが、分けつが足りなくて穂の数が足りないので豊作には行くか行かないかなという見方をしております。そういったことが現状であります。以上で終わります。

外崎会長 | ただいまの報告に対して何かご質疑等がございましたら賜ります。ございませんか。

外崎会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

外崎会長 | はい、副主幹。

村田係長

それでは、2 ページをご覧ください。第 4 回総会以降の経過報告になります。7 月 27 日、東京美深会ふるさと交流会がびふか温泉で行われまして、外崎会長が出席しております。8 月 3 日、札幌美深会ふるさとの集いが札幌市で開催されまして、外崎会長が出席しております。13 日、美深町就農計画認定委員会が役場町長応接室で開催されまして、外崎会長、川端局長、私が出席しております。〇〇の〇〇〇さんのもとで事前研修をしておりました、〇〇〇さんご夫妻について新規就農予定者として認定を行ないました。これから 2 年間の研修を行ないまして、〇〇さんの経営を継承する予定です。14 日、現地調査、第 1 班と第 2 班、第 1 班は〇〇地区で行ないまして、瓜田委員、荒谷委員、杉田委員、中村次長、私が出席をしています。第 2 班は〇〇地区で、外崎会長、藤本代理、菅野委員、神野委員、中村次長が出席しております。ともに議案第 3 号の現況証明願いの現地調査を行なっております。19 日から 30 日、東京大学体験活動プログラム、1 班 3 名が来町されております。受入農家は、〇〇さんの農場、〇〇〇さんの農場、有限会社〇〇〇〇です。20 日から 28 日まで、農業体験をされまして東京へ帰られます。20 日から 21 日、道内視察研修、株式会社 J ファームと、ホクレン札幌野菜センターを視察して参っております。出席者は外崎会長、藤本委員、樋口委員、瓜田委員、荒谷委員、山下委員、長谷川委員、菅野委員、杉田委員、私です。22 日、26 日、29 日、平成 30 年度美深町各会計決算審査が議会委員会室で行われまして、川端局長、中村次長、私が出席しております。監査委員による決算審査が行われております。27 日、本日ですが、農地利用状況調査を午後から行います。同日午前中、第 5 回農業委員会総会です。3 ページをお開きください。第 5 回総会以降の予定になります。8 月 29 日、農地情報公開システム操作研修会が札幌市で開催されまして、私が出席の予定です。9 月 2 日、北海道結婚応援フォーラム、こちらも札幌市で開催されまして、私が出席の予定です。2 日から 13 日、東京大学体験活動プログラム、2 班 4 名が来町されます。受入農家は有限会社〇〇〇〇〇〇〇に 2 名、〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇で受入れます。6 日、美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会、新規就農者等指導委員会、経営改善指導委員会を開催予定です。川端局長、中村次長、私が出席予定です。9 日、令和元年度農作物生育状況調査現地視察が町内で開催されます。案内を配布しておりますので、出席される方は事務局までご連絡ください。13 日から 20 日、令和元年美深町議会第 3 回定例会、役場議場で開催されます。外崎会長、川端局長、中村次長が出席の予定です。18 日から 19 日、平成 30 年度決算審査特別委員会、こちらは議会の決算審査です。川端局長、中村次長が出席予定です。第 6 回美深町農業委員会総会ですが、会長の都合もありまして、10 月 1 日に開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(日程調整中)

村田副主幹

では、10 月 1 日の 13 時 30 分から第 6 回農業委員会総会を行ないたいと思います。あと 12 月 3 日、令和元年度地区別農業委員会・農地利用最適化推進員等研修会が旭川市で開催の日程が届きましたので、記載させていただいております。北海道農業会議から日程の連絡がありまして、詳細についてはこれから案内が届きますが、日程だけの連絡が先にありましたのでご案内をさせていただきます。報告以上です。

外崎会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

外崎会長	<日程第3>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
外崎会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは、4ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。 整理番号5番、譲渡人、〇〇市〇〇〇△△条〇△△丁目△番△△号 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡の△筆です。契約の種類は売買、土地の引渡の時期は農地法第3条の許可日、売買価格は反当り△△、△△△円、総額△△、△△△円です。権利設定の理由は、譲渡人は農地を処分するため。譲受人は農地を取得して、規模拡大を図るためです。資料、右上に1番と書いてある資料になりますが、こちらちょっと見にくくて申し訳ありませんが、真ん中付近に△△△-△というところに枠で囲ってあるのですが、こちらが今回の売買の農地となります。下には拡大した地図となっております。△△△-△の前にある△△△-△は宅地となっております。こちらの倉庫の解体ですとか宅地の整理をするので、今回価格については反当り△△、△△△円ということで申請が上がっております。説明以上です。
外崎会長	議案第1号について審議願います。ご意見、ご質疑を賜ります。ごさいませんか。 (「なし」という者あり)
外崎会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
外崎会長	全員賛成です。 よって議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

外崎会長	<日程第4>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
外崎会長	はい、副主幹。
村田副主幹	5ページをお開きください。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請が、次のとおりありましたので議決を求めます。

整理番号 2 番、土地の所有者及び転用者、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の内△△△㎡、こちらは自己転用です。転用の目的は倉庫の増築、転用の理由は、農産物を保管するための倉庫を平成 24 年に建設したが手狭となり、倉庫の増築を行うため当該地を申請する、です。計画の内容は、倉庫の建築面積△△△. △△㎡、所要面積△△△㎡、作業場及び通路として、所要面積△△㎡、合計建築面積△△△. △△㎡、合計所要面積△△△㎡です。工事計画期間は許可日から令和元年 12 月 30 日までです。資料の方ですけども、2 番の資料です。農地法 5 条による許可申請で、権利移動を伴う転用許可の申請となります。こちら、〇〇さんの家の周辺の写真となりますが、昨年 2 月に転用をされています。既存の凸型のような住宅の横のほうですね、こちらに新築の住宅を今建設されておりまして、今回増築する倉庫は、後ろにある白い屋根の倉庫となります。こちらの方を下の表の斜線でいれてある部分だけ増築しますので、転用部分は赤枠で囲ったところ、平成 24 年に点線部分を転用しているのですけれども、そちらに足すような、伸ばすような形で今回転用ということで申請をいただいております。説明以上です。

外崎会長

議案第 2 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑がないようでありますので、議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

外崎会長

< 日程第 5 > 議案第 3 号土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。事務局より説明を願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

外崎会長

はい、副主幹。

村田副主幹

6 ページをご覧ください。議案第 3 号土地の現況証明書の交付について、土地の現況証明願いが次のとおりありましたので、証明書の交付について審議を求めます。

整理番号 1 番、願出人、所有者ともに、字〇△条〇△丁目△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿原野、現況農地、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積、△, △△△㎡です。利用状況は平成 10 年から耕作をされています。調査年月日は令和元年 8 月 14 日、調査委員は記載のとおりです。整理番号 2 番、願出人、所有者ともに、〇〇市〇〇〇〇△△〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番、地目、公簿畑、現況農地・採草放牧地以外、面積△△, △△△㎡、利用状況は昭和 62 年頃から不耕作です。調査年月日は令和元年 8 月 14 日、調査委員は記載のとおりです。

資料についてですが、整理番号 1 番については 3 ページ、整理番号 2 番については 4 ページです。まず、現況証明 1 番の資料なんですけれども、表裏で印刷されております。表には〇〇△△番△、△△番△の場所を記載されております。上が広域の地図で、下が拡大図ということで、△△番△はすぐ分かると思いますが、△△番△の右側に細い線が走っていますが、その細い線が△△番△です。こちらが公簿で雑種地となっております。裏面に写真を記載させておりますが、①が農地の入口の道路側から撮った写真で、今南瓜を植えられている状況です。②は農地の奥側から撮っている写真で、右側が農道として一括として農地として利用しているということで、今回の現地調査の結果としては、農地として判定しております。続きまして、整理番号 2 番です。4 ページです。同じように上に広域図面、下に拡大図面です。国道 40 号から、山際の畑になります。上の方の写真は役場の GIS の写真ですが、10 数年以上前のものなので、この状況であれば、まだ畑として使われていたのかなという感じがするのですが、下の写真が農業委員会のシステムに入っている写真ですが、こちらは最近の写真となりまして、この航空写真でも結構、木が生えている状況に見えるかと思えます。裏面に①②の方向から撮った写真がありますので、これを見ると②は奥へ通じる道がありますのでそちらに向けて撮った写真ですが、結構うっそうと木が茂っている状況で、このような形でずっと奥まで続いているような形です。①が舗装された道路淵を撮った写真ですが、こちら奥に向かってずっと木が生えている状況になっています。今回の現地調査の結果としては、農地・採草放牧地以外、ということで判定しております。

調査結果としましては、農地・採草放牧地以外とは認められないとなっております。

外崎会長 議案第 3 号土地の現況証明書の交付について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。
ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号土地の現況証明書の交付については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 その他

外崎会長 < 日程第 6 > その他、委員のみなさまから何かございませんか。

外崎会長 なければ事務局からありませんか。

◎閉会宣言

外崎会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 5 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午前 11 時 22 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 6 番

⑩

署名委員 7 番

⑩